

正

健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

Table with 3 columns: 常務理事, 事務長, 担当

事業所整理番号

Main table for reporting monthly remuneration and pension basis, including fields for insured name, birth date, remuneration details, and decision amounts.

年 月 日 提出

受付日付印

Form for business information: 事業所, 所在地, 名称, 事業主氏名, 電話

社保委員等の検印

Instructions regarding stamping and entry methods.

副

健康保険 厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書

Table with columns for business registration number, insured name, birth date, category, and standard remuneration. It includes a detailed breakdown of remuneration by month (April, May, June) and a summary of the decision.

上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

健康保険組合理事長

年 月 日

Form for business details including: 事業所 (Business Office), 所在地 (Address), 名称 (Name), 事業主氏名 (Business Owner Name), and 電話 (Phone Number).

- 1. この通知書でわからないことがあるときは、当健康保険組合へお尋ねください。
2. この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内であれば、文書または口頭で、社会保険審査官(地方社会保険事務局内)に審査請求をすることができます。
3. この通知書を受け取ったら、すみやかに、決定された標準報酬などを、それぞれの被保険者に通知しなければなりません。

〔記載例〕

(この届書に添付する書類)

この届には「被保険者報酬月額算定基礎届総括書」を添付すること。

この届書は、7月1日から7月10日までに提出してください。

事業所整理番号		A		1	2	3														
健康保険被保険者証の番号	① 被保険者の氏名			② 生年月日			③ 種別	④ 従前の標準報酬月額				⑤ 従前の改定月・原因								
報酬月額																				
算定対象月の報酬支払基礎日数		⑦ 金銭(通貨)によるものの額			⑧ 現物によるものの額			⑨ 合計		⑩ 支払基礎日数20日以上月の報酬月額の総計		⑪ 適用年月		⑫ 備考						
		⑩ 平均額			⑪ 修正平均額			⑫ 決定後の標準報酬月額		⑬ 作成原因		⑭ 年月								
健康保険番号(厚年整理番号)	氏名	明1 大3 昭5 平7	生 年	月	日	①・2・3	健康の従前	千円	厚年の従前	千円	※ 年月									
1	健康一郎		2	5	0	6	3	0	5	6	0	5	3	0	備考 ・ 遡及支払額 ・ 昇(降)給差の月額 ・ 昇(降)給月					
支払基礎日数	4月:30日	金銭(通貨)によるものの額	円	530,000	現物によるものの額	円	15,000	合計	円	545,000	総計	円	1,635,000	適用年月	0	2	年	9	月	
	5月:31日	金銭(通貨)によるものの額	円	530,000	現物によるものの額	円	15,000	合計	円	545,000	平均	円	545,000	修正平均	円	0	⑬ 通勤定期券			
	6月:30日	金銭(通貨)によるものの額	円	530,000	現物によるものの額	円	15,000	合計	円	545,000	健康の決定	千円	5	6	0	厚年の決定	千円	5	3	0
2	河野一郎		3	8	0	5	0	8	1	6	0	1	6	0	※ 年月					
支払基礎日数	4月:18日	金銭(通貨)によるものの額	円	144,000	現物によるものの額	円	0	合計	円	144,000	総計	円	344,000	適用年月	0	2	年	9	月	
	5月:21日	金銭(通貨)によるものの額	円	168,000	現物によるものの額	円	0	合計	円	168,000	平均	円	172,000	修正平均	円	備考 ・ 遡及支払額 ・ 昇(降)給差 ・ 昇(降)給月				
	6月:22日	金銭(通貨)によるものの額	円	176,000	現物によるものの額	円	0	合計	円	176,000	健康の決定	千円	1	7	0	厚年の従前	千円	1	7	0

〔記入の方法〕

- 7月1日以前に被保険者の資格を喪失している者については記入しないこと。
- ②欄の明1・大3・昭5・平7の文字は、該当する事項を○印で囲みます。
- ②欄は、該当する文字を○で囲みます。
  - 1: 坑内員以外の男子 2: 女子 3: 坑内員
  - 5: 厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子
  - 6: 厚生年金基金の加入員である女子
  - 7: 厚生年金基金の加入員である坑内員
- ④⑤欄の「健康の従前」と「厚年の従前」の欄には、この届書を提出する日現在の標準報酬月額を記入します。
 

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑥欄には、4月、5月、6月に支払われた給与の支払の基礎となった日数を記入します。
 

(注) 月給者の場合は、その月の日数(給与計算締切日までの日数)

日給者の場合は、稼働日数
- ⑦欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、金銭(通貨)で支払われた額を記入します。
 

(注) 報酬とは、賃金、給与、俸給、手当(残業手当、通勤手当なども含まれます。)、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受けたすべてのもののことです。

ただし、臨時に受けたもの及び年3回以下で支払われる賞与は除かれます。
- ⑧欄には、4月、5月、6月に支払われた報酬のうち、通勤定期乗車券(回数券)、食事、住宅及び被服など、現物で支給されたものがあるときに、健康保険法第46条第1項若しくは第2項、厚生年金保険法第25条の規定によって都道府県知事又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入します。なお、該当しないときは、0を記入します。
- ⑨欄には、⑦欄+⑧欄の合計額を、それぞれの欄に記入します。
- ⑩欄には、4月、5月、6月のうち、支払基礎日数が20日以上月の⑨欄(合計額)の総計を記入します。
- ⑪欄には、この届出により標準報酬月額が決定される年を記入します。
 

なお、決定される年が1桁の場合は、前に0を記入して2桁とします。
- ⑫欄には、⑩欄(総計)の額を、支払基礎日数が20日以上月の数で除して得た平均額を記入します。
- ⑬欄の「遡及支払額」には、4月、5月、6月の各月に受けた報酬月額のなかに、さかのぼって昇給したことなどによる数カ月分以上の昇給差額や、3月分以前の遅払分が含まれている場合には、その額を記入します。
- ⑬欄の「昇(降)給差の月額」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給により増(減)額された額の月額を記入します。
- ⑬欄の「昇(降)給月」には、「遡及支払額」を記入したときに、昇(降)給または遡及分の支払が行われた年月を記入します。
- ⑬欄には、つぎの算式によって計算した額を記入します。
 

ただし、⑬欄の「遡及支払額」に記入した金額がないときは、この欄の記入は必要ありません。

  - 「6月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。  

$$\{(\text{⑬欄の金額} - \text{⑬欄の「遡及支払額」}) + (\text{⑬欄の「昇(降)給差の月額」} \times 2)\} \div 3 = \text{⑬欄の金額}$$
  - 「5月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。  

$$\{(\text{⑬欄の金額} - \text{⑬欄の「遡及支払額」}) + (\text{⑬欄の「昇(降)給差の月額」}\} \div 3 = \text{⑬欄の金額}$$
  - 「4月」に遡及分または遅払分の支払が行われたとき。  

$$(\text{⑬欄の金額} - \text{⑬欄の「遡及支払額」}) \div 3 = \text{⑬欄の金額}$$
- ⑭欄の「健康の決定」と「厚年の決定」欄には、⑩欄の金額、⑪欄に記載されている金額があるときは、⑫欄の金額を「標準報酬区分表」(健康保険法第40条及び厚生年金保険法第20条)にあてはめて得られた標準報酬月額を記入します。
 

なお、標準報酬月額が3桁に満たないものについては、前に0を記入して3桁とします。
- ⑮欄の備考欄には、次の事項を記入します。
  - ⑮欄に記入したときは、その現物の名称。
  - ⑮欄の金額の中に年4回以上にわたって支払われる賞与が含まれているときは、前1年間の賞与の支給月と1ヵ月当りの平均支給額。
  - ⑮欄の金額にストライキによる賃金カットされた金額があるときは、その旨、その月、日数及びカット率。
  - ⑮欄の金額に低額の休職給があるときは、その旨、その月及び支給率。
  - 長期欠勤者があるときは、その旨と欠勤を始めた年月日及び賃金支給の有無。
  - 資格取得届提出中のときは、その旨と資格取得年月日及び資格取得届の提出年月日。
  - 健康保険法第118条第1項に該当している者があるときは、「健康保険法第118条第1項該当」の旨。